

立川市教育委員会 殿

学校名 立川市立第十小学校
校長名 山崎 俊英 印

令和2年度 教育課程について(届)

学校教育法施行規則第138条の規定に基づき、特別支援学級(知的障害)の教育課程を下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1)学校の教育目標

人権尊重の精神に基づき、社会の変化に主体的に対応し、創造的に生きていくために「確かな学力」「豊かな人間性」「健康な身体」を育むことを目指して教育目標を設定する。

◎考える子 (重点目標)

・他者の考えを踏まえながら、自らの考えを深め、判断し、表現できる力(問題解決力)

○思いやりのある子

・相手の気持ちや立場を考え、行動できる力(人間関係形成力)

○すこやかな子

・自分の体や心を大切にし、すすんで運動する力(実践力)

(2)特別支援学級の教育目標

◎自ら考え、学習に粘り強く最後まで取り組む児童を育てる。

○相手のことを考え、仲良くできる児童を育てる。

○すこやかな心と体を保つために日々の努力を積み重ね、健康で元気な児童を育てる。

(3)学校、学級の教育目標を達成するための基本方針

基本方針1 ネットワーク型学校経営を生かした開かれた学校づくり

コミュニティ・スクールとして保護者や地域の教育ニーズを学校関係者評価や学校運営協議会を通してとらえ、学校ホームページ等で情報を発信し、地域学校協働本部事業を生かし、保護者や地域社会の教育への参画と開かれた学校づくりを推進する。また、地域の力を学校教育に活用し、教職員の働き方改革を遂行する。

基本方針2 他者の考えを踏まえながら、自らの考えを深め、判断し、表現できる力(問題解決力)

ア 指導者の児童理解を深め、学校生活支援シート(個別の教育支援計画)及び個別指導計画に反映させるとともに、児童の個性や能力に応じた指導を展開し、基礎基本の知識学習の定着を図る。

イ 体験学習や自主的・自発的学習を通して、社会性を身に付け、自分で考え行動する経験を積み、将来の自立と社会参加に向けた力を養う。

ウ 言語活動を重視し、話す、聞く、書く、読むなどの活動を充実させ、主体的・対話的な学びを推進する。

エ 12年間を見通した確かな学力の育成と就労までを見据えた教育活動を展開するために、小中連携の活動や就労施設での教員研修等を積極的に行う。

オ 学校図書館や学校図書館支援指導員等を活用して、読書活動の充実を図る。

カ ICTの活用を通して児童に分かりやすい授業を実現する。

基本方針3 相手の気持ちや立場を考え、行動できる力(人間関係形成力)

ア 人権教育全体計画・年間指導計画に基づき、児童の実態に合わせた指導を行い、自他を大切にす人権尊重の精神と態度を育成する。

イ 道徳教育全体計画・年間指導計画に基づき、児童の実態や経験等を生かした指導を展開し、全教育活動を通して、道徳教育の充実を図る。

ウ 通常の学級や他校の特別支援学級との交流及び共同学習を進めて、社会性を育てる。通常の学級の児童に、障害への理解教育を進める。

エ 市民力を活用したネットワーク型の学校経営の一環として、立川市民科や生活単元学習などを通して家庭や地域と連携しながら体験活動を重視し、様々な人との関わりや個性を發揮できる場を設定することにより、自尊感情を高め、望ましい人間関係を育成する。

基本方針4 自分の体や心を大切に、すすんで運動する力（実践力）

- ア 心と体の健康づくりを土台とし、個に応じた指導を行い、基本的な生活習慣を確立する。
- イ 毎日短時間で行う運動や日常生活における指導、なわ跳び及び持久走の取組の重点期間の設定などの一校一取組運動などを通し、体力の向上や心理的安定を図る。
- ウ オリンピック・パラリンピック教育を多文化共生の視点に立った国際理解教育としても推進する。

2 指導の重点

(1) 各教科、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動、生活単元学習の重点

ア 各教科

- ・一人一人の実態を把握し、個別指導計画を作成し、基礎的な学力の向上を図る。
- ・「立川スタンダード20」を踏まえて、週ごとの指導計画を充実させ、見直しをもって意欲的に学習できる授業の実現を図り、評価方法の改善をしていく。
- ・読み書きや計算などの基礎学力を向上させるために、毎日、習熟の時間を設定し、定着を図る。
- ・個に応じた教材教具を作成したり、ICT機器等を活用したりして、意欲的に学習に取り組む児童の育成を図るために、校内研究を充実させる。
- ・ICT機器の活用の仕方を指導し、視覚支援の充実や、発表の場での活用により考えをまとめ、理解を深められるような授業展開をしていく。

イ 特別の教科 道徳

- ・全体計画・年間指導計画に基づき、教科書を主たる教材とし、道徳授業の適正な実施及び道徳授業地区公開講座を実施する。児童の実態に応じて、学校の教育活動全体を通して道徳教育の充実を図る。
- ・挨拶や礼儀、正しい言葉遣い等は、家庭・地域と連携を図って指導する。また、集団生活や社会生活のルールを身に付け、日常生活に結び付く社会性や道徳的実践力を育てる。
- ・学校生活の具体的な場面で、善悪の判断について繰り返し指導する。また、決まりを守り、互いに認め合い、励まし合って行動する態度を育てる。

ウ 外国語活動

- ・外国語活動では、児童の身近な物や出来事について、聞くこと・話すことを通してコミュニケーションを取ることや外国語を学ぶ楽しさを味わわせる。
- ・ALTと連携し、コミュニケーション能力の育成を図る。

エ 総合的な学習の時間

- ・児童の実態を踏まえ、児童の興味・関心に基づいた学習内容を設定し、体験活動を多く取り入れ、児童の主体性を育てる。
- ・調べる、まとめる活動を充実させ、問題解決能力の育成に努める。

オ 特別活動

- ・高学年が中心となる活動を計画的に行い、高学年のリーダーとしての自覚を育てる。
- ・日常の係活動や給食当番、清掃活動を通して集団の一員としての役割を自覚させ、みんなの役に立つ大切さや嬉しさを味わわせる。
- ・クラブ活動、委員会活動では、得意なことや好きなことを生かして通常の学級の児童と一緒に活動できるよう支援する。
- ・学校行事以外でも、児童の能力や特性を生かせるように通常の学級と交流及び共同学習の場を設定する。

カ 自立活動

- ・身近自立を含む基本的な生活習慣を身に付け、健康で安全な学校生活を送れるように支援する。
- ・教育活動全体で、豊かな人間関係を育めるように、授業改善や環境整備を行い、友達や様々な人たちと関わる体験をさせることを通して、心理的な安定を図る。
- ・校外学習、宿泊学習を通して、社会のルールの理解や自分の身の回りのことを自分で行う力を育てる。
- ・ソーシャルスキルトレーニングなどを活用し、正しいコミュニケーションの形を学ばせる。

キ 生活単元学習

- ・実際の生活から発展し、児童の知的障害の状態等や興味関心などに応じた内容とする。
- ・必要な知識、技能の獲得とともに、生活上望ましい習慣や態度の形成を図る。
- ・一人一人の児童が力を発揮し、主体的に取り組むとともに、集団全体で単元の活動に共同して取り組むものを含むようにする。

(2)生活指導の重点

- ・家庭や地域と連携して、きめ細やかな児童理解を進め、いじめ、自傷行為等の問題行動の未然防止や早期発見・早期対応、不登校児童の学校不適応の解消に努めるとともに必要であればスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、子ども家庭支援センターなどの外部機関と連携を図る。
- ・児童の実態を把握し、学校生活支援シート(個別の教育支援計画)及び個別指導計画を作成し、家庭との連携・協力により、食事や睡眠についての望ましい生活習慣の育成・定着を目指す。
- ・学校危機管理マニュアルに基づいて事故や災害の危険性や未然に防ぐための手だてを指導し、自分の命を自分で守れる力を育成する。
- ・「SNS 十小ルール」に基づき、携帯電話やインターネットの使い方の指導をする。

(3)進路指導の重点

- ・キャリア教育全体計画を基に、「立川夢・未来ノート」を活用し、職場体験学習等の活動に取り組み、児童に自分の良さや、得意なことに気付かせ、自信をもって生きていこうとする意欲や社会の一員として自立していく力を育てる。
- ・幼児期から小学校にかけての連携として、スタートカリキュラムを生かし、小中との連携を計画的に進め、さらに医療機関や福祉就労までの一貫した適切な支援体制を継続させ、サービスなどの関係諸機関との連携を図ることを目的とした学校生活支援シート(個別の教育支援計画)を作成・活用し、連続性、継続性のある指導を展開する。

3 教育目標達成のための特色ある教育活動等

(1)特色ある教育活動

- ・児童の実態に応じて、通常の学級の行事などに積極的に参加し、交流及び共同学習を推進する。また、行事だけでなく、教科や給食などで、交流を深めるとともに、通常の学級の児童との相互理解を図る。
- ・小中連携教育の一環として、立川第五中学校・第九小学校・松中小学校との交流会を年1回設定する。
- ・体力増進のため、毎朝の持久走や体操に取り組む他、掃除や係活動を通して日常的に体を動かす機会を設ける。
- ・毎週火曜日は保護者の読み聞かせや読書時間を設定し、本に多く親しませ、読む楽しさを味わわせる。
- ・オリンピック・パラリンピック教育では、年間を通して指導計画に位置付け、各教科や道徳科、総合的な学習の時間等を活用して、主体的に参画しようとする児童を育てる。また、多様な障害者スポーツを取り入れ、興味・関心を高める。
- ・立川市民科の取り組みでは、地域学校協働本部の活動を充実させ、各教科や中学校区で連携を図り、身近な地域に貢献する態度や立川市を愛する心情を養う。

(2)その他の配慮事項

- ・年度初めに児童の実態に応じた通常の学級との交流及び共同学習の年間計画を校内で共有し、理解を図り実践する。
- ・障害の程度、重複、多様化に応じた指導を行うために、指導内容や方法、学習形態、時間割、教材等を工夫し、効果的な指導ができるようにする。学年でのクラス編成を基本とするが、国語や算数などの教科においては、課題別のグループ学習も取り入れる。
- ・学校生活支援シート(個別の教育支援計画)や個別指導計画を基に、学期ごとに個人面談を行い、教育について保護者との共通理解を図り、進めていく。保護者の合意の上、医療機関や放課後等デイサービスとも連携を図る。
- ・教師、講師、特別支援学級臨時指導員がチームとなり、情報共有を密にし、一貫した指導に当たれるようにする。
- ・学習活動全体を通じて、教員が児童の模範となる言葉遣いや態度をとることにより、児童の自立と社会参加に向けた成長を促し、人権を尊重した教育を行う。